

石川県公報

令和6年1月5日（金曜日）

号 外

（第 1 号）

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年1月5日

石川県監査委員 村 上 勝
同 作 田 有 子

（政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出

令和5年11月8日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の表記を変更した。）

- (1) 政務活動費の法律は平成24年の地方自治法（以下「法」という。）改正後の法第100条第14項乃至第16項の3項目の規定であり、上記法改正を受けて、石川県議会は石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）を議決し、石川県は本件条例を制定した。

本件条例は、『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を本件条例第2条で規定しており、本件条例第2条第1項では、下記(2)に記載している『政務活動』を定義するとともに政務活動費は政務活動に要する経費に対し交付すると規定し、本件条例第2条第2項では、政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする規定している。

政務活動費の経費は、政務活動に要する経費であり、本件条例別表で規定している調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の10経費である。

そして、広聴広報費、事務費及び人件費の内容規定は、以下のとおりである。

広聴広報費の内容は、『会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費』。

事務費の内容は、『会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費』。

人件費の内容は、『会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』。

加えて、政務活動費と名称変更された第180回国会・平成24年8月7日の総務委員会の審議では、上記法改正時の質疑応答で、『政務活動費は、』『あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付する』『ことから、議員としての活動に含まれない』『活動のための経費などは条例によって対象にすることができない』ことを確認している。

すなわち、政務活動費は議員としての活動に含まれない経費については政務活動費を充当できないこと、言い換えれば、政務活動費は「議員としての活動」限定経費のことである。

それゆえ、「議員としての活動」経費ではない経費に政務活動に要する経費と偽って政務活動費を充当することはできない。

(2) 本件条例の政務活動費規定は 法規範である

本件条例の政務活動費規定は、法第100条第14項規定に基づいて委任された法規範であり、以下のとおり、政務活動費は政務活動に要する経費である。

『会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動』は、『政務活動』の定義規定である。

それゆえ、議員の政務活動に要する経費である広聴広報費に係る経費の場合は議員が実施する広聴広報活動の経費であり、議員の政務活動に要する経費である事務費と認められる経費は議員が実施する政務活動に係る事務に限定された事務費であり、議員の政務活動に要する経費である人件費と認められる経費は議員が実施する政務活動を補助することを目的とする職員雇用経費のことであって、国会法第132条第1項規定及び同第2項規定のような『秘書』を『付する』ものではない。

広聴広報費に係る経費の内容規定は、法改正時の衆議院総務委員会において、「条例によって対象にすることができないと確認された『政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動』のうち政党活動、選挙活動及び後援会活動は、宣伝効果を必要とする活動であるゆえに、政務活動費を充てることができない活動であることから、本質的には政務活動費交付条例の対象とはならないと確認された活動であるが、本件条例において政務活動として広聴広報を政務活動に要する経費として広聴広報費を規範規定としたことによって、政務活動費の対象とはされない経費である政党活動、後援会活動の経費であるとともに政務活動費の経費でもあることとなったものである。

それゆえ、政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費は、政務活動費の経費であると同時に政務活動費を充てることができない経費でもあるから、相反する規定が併存する場合に妥当であるとされている均等割合とすることが合理的であるゆえに、政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費の政務活動費は当該経費支出額の2分の1相当額を政務活動費充当額とするものである。

(3) 令和3年度政務活動費の監査結果は 虚偽の作文である

令和3年度分の政務活動費返還を求める住民監査請求の監査結果は、石川県監査委員が、「(1) 政務活動費制度について」の中で、「平成21年12月17日の最高裁判決」及び「令和2年9月30日名古屋高裁判決」を引用記載しており(27頁)、その結論として、「政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである」と記載し(同)、「(2) 政務活動について」の部分でも、「平成22年3月23日最高裁判決」及び「令和2年9月30日名古屋高裁判決」を根拠として(28頁)、「多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうかについては、議員自身の自律的判断を尊重し、個々の経費の支出は、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている」と記載し(同)、「本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的事実から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したもの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的内容等についての適合性を審査しないこととした」(同)ものであること、加えて、「マニュアルは、法規範性を有するものではない」(同)と記載しているにもかかわらず、令和2年度政務活動費返還を求める住民監査請求の監査結果を不服とした「令和4年10月11日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて、「本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参酌されるものということができる」としている」(29頁)と記載することによって、法規範性を有するものではない本件マニュアルを解釈の指針として参酌されると記載していることは監査委員としての見識が問われる記載であって、「マニュアルに沿って政務活動費に充てることができる経費の適否を判断することが相当である」(同)とする記載は法規範性を欺く記載であるゆえに、監査結果ではなくて、虚偽の作文であるから、石川県民からの批判を受けて当然の記載となっている。

政務活動費と法改正されて10年も経過した今日においても、政務活動費の法律規定及び本件条例規定の各規範を石川県監査委員が無視することは許されない。

請求人は、政務活動費の法律規定及び本件条例規定に基づいた監査を求める。

(4) 本件マニュアルは 本件条例規定違反を定めている

本件マニュアルは、以下のとおり、本件条例規定を無視したものであり、本件条例規定違反の定めを記載している。

地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項は、『政務活動費を充てることができる経費の範囲を、条例で定めなければならない』と規定しているゆえに、本件条例第2条において、『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を定めている。

しかし、石川県議会は、本件条例を議決した後の平成25年4月、石川県政務調査費運用マニュアルを改訂した石川県政務活動費運用マニュアル（以下「本件マニュアル」という。）として、その1頁の「2 経費の範囲及び使途基準」において、「政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する（中略）県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、（中略）その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする」と記載するとともに、13頁から19頁の部分において「9 政務活動費使途基準表」を定めて記載しているものであって、本件条例第2条第2項別表の『政務活動に要する経費』及び各経費に対応する『内容』規定と同一の内容とする政務活動費使途基準表の各項目の中において政務調査費使途基準の項目の内容の例示費目であった費目を「支出費目」とすると定める記載をしている。

「条例第二条に掲げる」との記載部分では、本件条例第2条第1項の『交付するものとする』と規定された部分はそのままの記載であるものの、本件条例第2条第2項の『政務活動費に充てることができるものとする』規範規定とは異なる支出費目を定めている「政務活動費使途基準表」と記載している。

本件マニュアルの上記記載は、「条例第二条に掲げる」「政務活動費に充当できる」との記載であるゆえに、本件条例第2条第2項規定別表で定める政務活動に要する経費規定を記載すべき部分である。しかし、本件条例の当該規定を記載していない。

すなわち、本件マニュアル記載の上記記載内容は、本件条例第2条第2項別表規定とは異なる記載であるゆえに、本件条例規定違反の定めである。

本件マニュアルが定める政務活動費使途基準表は、平成24年法改正前の条例で定めなければならないとは規定されていなかった政務調査費使途基準と同様に政務活動費を扱う目的のために定めたものであって、本件条例規定を平成24年法改正する前の使途基準規定へと本件条例規定を変質させるためのものであり、金沢地方裁判所までも欺罔させた定めである。

すなわち、上記政務活動費使途基準表は、石川県議会議員の目的外支出の違法支出の原因である。

また、本件条例第9条第4項規定である、『会派の代表者及びその所属議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』『を併せて提出しなければならない』のであるが、本件各議員が議長に提出した書面の実態は、『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費を充てたものに限る。）』本件条例第10条規定の『支出を証する書面の写し』ではない。

その原因は、本件マニュアル4頁の「5 証拠書類の整理・保管」の定めである。

本件マニュアルの上記記載は、「預金通帳、貯金通帳」・「賃貸借契約書」・「雇用契約書」・「委託契約書・成果物」・「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」は「議長に提出する書類（議長が5年間保存）」の【写しの提出】とする部分に記載していない。

本件条例第9条第4項は、『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』『を併せて提出しなければならない』と規定しており、本件条例第10条においても、『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）』と規定しているのであるが、本件各議員の支出実態は、『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る』当該『支出を証する書面の写し』を議長提出していない。

すなわち、収支報告書記載の政務活動費支出は政務活動に要する経費に充てたものに限るから、本件マニュアル4頁の上記定めは本件条例第9条第4項規定違反及び同第10条規定違反の定めであるゆえに、当該規定は無効である。

(5) 広聴広報費支出には 証する書面提出がない

広聴広報費支出に政務活動費を充当した違法充当理由は、以下のとおりである。

広聴広報費は、上記(2)記載とおりである。

広聴広報費の経費は、『議員が実施する』『広聴広報』活動の経費であるゆえに、政務活動費を充てることができるものとする本件条例第2条第2項規定、本件条例第9条第1項規定及び同条第4項規定の各規定は当該経費証拠書面の議長提出規定である。

そして、本件条例第10条で規定されている政務活動に要する経費であることを証する書面の議長提出規定は、当該議員に求めている規定である。

しかし、打出喜代文議員及び紐野義昭議員が広聴広報費の各支出に対応する当該各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、各議員が当該広聴広報を実施した書面ではないし、当該広聴広報関連経費であることを証する書面でもないゆえに、政務活動に要する経費の支出ではなく、目的外支出の違法支出であり、上記2議員の広聴広報費支出は全額が違法額である。

なお、打出喜代文議員の収支報告書記載の支出額は別紙1合計額を超える額である。

(6) 自動車リース代支出には 政務活動に要する経費である書面がない

自動車リース代を事務費支出とする違法理由は、事務費と認められる経費は議員が実施する政務活動に係る事務に限定された事務費であるゆえに、各議員の各リース契約に基づく自動車利用代金は当該各契約に起因する当該各議員が支払った「自動車リース代」を根拠とするものであって、当該支出原因である自動車リース代契約そのものは政務活動に要する経費ではない。

政務活動に要する経費支出の証拠書面の議長提出を必要とする支出であるにもかかわらず、紐野義昭議員、稲村建男議員、下沢佳充議員、川 裕一郎議員、安実隆直議員、焼田宏明議員、安居知世議員、八田知子議員及び車 幸弘議員が当該各支出に係る議長提出書面には政務活動に要する経費であることを証する書面がない。

よって、本件各議員の自動車リース代支出は、目的外支出の違法支出である。

加えて、本件各議員が議長提出した書面は、自動車リース代と当該各議員自身が記載した政務活動費支出証明書であるゆえに、当該各証明書は証拠文書ではない。

すなわち、議員自身が記載した政務活動報告書に事務費と記載し自動車リース代と記載している上記9議員の事務費支出は、目的外支出の違法支出である。

したがって、上記9議員の自動車リース代の事務費支出は、すべて、違法額である。

(7) 人件費支出には 政務活動補助職員雇用経費を証する書面がない

人件費支出の違法理由は、政務活動補助職員雇用経費を証する書面を議長提出していないことである。

人件費は、上記(2)で指摘した政務活動に要する経費の記載のとおり、人件費の経費は議員が実施する政務活動を補助するための職員雇用経費である。

すなわち、本件条例第2条第2項、本件条例第9条第1項及び第4項並びに本件条例第10条の各規定は、人件費の内容規定に該当する上記雇用者の雇用証拠文書を議長提出することを議員に求めている。

しかし、稲村建男議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、政務活動に要する経費である人件費の内容規定である各議員の政務活動補助職員雇用経費支出である証拠文書ではない。

よって、上記3議員の人件費支出は、目的外支出の違法支出である。

したがって、上記3議員の人件費支出は、すべて、違法額である。

(8) 違法額

打出喜代文議員の違法額は、収支報告書の支出額の335万2552円である。

紐野義昭議員の違法額は、別紙2及び別紙3の合計額で、253万2792円である。

稲村建男議員の違法額は、別紙4及び別紙5の合計額の合計で、240万円である。

下沢佳充議員の違法額は、別紙6及び別紙7の合計額で、226万4796円である。

川 裕一郎議員の違法額は、別紙8及び別紙9の合計額で、215万8650円である。

安実隆直議員の違法額は、別紙10記載の合計額で、50万0964円である。

焼田宏明議員の違法額は、別紙11記載の合計額で、34万5419円である。

安居知世議員の違法額は、別紙12記載の合計額で、42万5076円である。

八田知子議員の違法額は、別紙13記載の合計額で、35万1864円である。

車 幸弘議員の違法額は、別紙14記載の合計額で、36万7676円である。

(9) 請求人は、打出喜代文議員に対し335万2552円の金額、紐野義昭議員に対し253万2792円、稲村建男議

員に対し240万円の金額、下沢佳充議員に対し226万4796円、川 裕一郎議員に対し215万8650円、安実隆直議員に対し50万0964円、焼田宏明議員に対し34万5419円、安居知世議員に対し42万5076円、八田知子議員に対し35万1864円、車 幸弘議員に対し36万7676円、及び当該各金額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように知事が請求することを求める。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、請求人は、石川県監査委員に対し、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

(添付書類)

別紙1から別紙14まで及び事実証明書1から事実証明書21まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会(以下「県議会」という。)の議員に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和5年11月14日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和5年11月28日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、同日付の職員措置請求書訂正書(以下「訂正書」という。)及び新たな証拠として事実証明書22(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)を提出するとともに、改めて、請求の要旨について陳述した。

なお、訂正書の内容については、紐野義昭議員の違法額及び同議員に対する請求額「253万2792円」を「266万4292円」とするものであった。

2 監査対象事項

本件請求の要旨を踏まえ、令和4年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示している支出について監査対象とした。

3 監査対象部局

石川県議会事務局(以下「議会事務局」という。)

4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和5年12月11日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」(第14項)、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(第15項)と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと用途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、石川県でも同年12月、議員提案により石川県政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第22号。以下「条例」という。)及び石川県政務活動費の交付に関する規程(平成13年議会規程第1号。

以下「規程」という。)を改正した。また、政務活動費の使途の透明性の確保など、その適正な運用を期し、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかにするため、具体的な費目や使途基準を定めた石川県政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「本件マニュアル」という。)を策定した。平成25年度からは、これらを根拠として、政務活動費制度の運用を行っている。

なお、本件マニュアルについては、令和5年11月16日金沢地裁の判決においても、「議会は、政務活動費の取扱いの指針を示す本件マニュアルを作成しているが、その趣旨・目的は、条例所定経費の内容を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され、このような趣旨・目的は、政務活動に要する経費の定めを条例に委ね、議長が政務活動費の使途の透明性を図るべきものとした地方自治法100条14項、16項及び本件条例12条等の規定の趣旨に合致する。また、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらないから、その内容は、基本的に、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参照されうるものということができる」との判断がなされている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 政務活動費における人件費は、国会法(昭和22年法律第79号)第132条第1項規定及び同第2項規定のような『秘書』を『付する』ものではないとの摘示について

請求人は、「議員の政務活動に要する人件費は議員が実施する政務活動を補助することを目的とする職員雇用経費のことであって、国会法第132条第1項規定及び同第2項規定のような『秘書』を『付する』ものではない」と主張する。

しかしながら、国会法第132条規定については、国費によって付される国会議員の秘書に関する規定であると理解している。政務活動費における人件費は、条例第2条第2項別表にあるとおり、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」に充当できると規定されており、会派及び議員が雇用し、会派及び議員が実施する政務活動を補助する業務の勤務実態がある職員の雇用経費に充当することができるものであり、これまでの政務活動費の裁判の中でも、「両職員とも、政務活動の補助業務とそれ以外の業務を兼務する職員であったことがうかがわれるから、当該職員に係る人件費については、政務活動補助業務に対応する分につき適切に按分計算をした上で政務活動費を充当することが相当である」との判断がなされている。

イ 政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費支出額の充当額は、2分の1相当額にすべきとの摘示について

請求人は、「本件条例において政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費は、政務活動費の経費であると同時に政務活動費を充てることができない経費でもあるから、相反する規定が併存する場合に妥当であるとされている均等割合とすることが合理的であるゆえに、政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費の政務活動費は当該経費支出額の2分の1相当額を政務活動費充当額とするものである」と主張する。

しかしながら、「政務活動費の対象とはされない経費である政党活動、後援会活動の経費」は政務活動費として充当されておらず、広聴広報費は、常に「政務活動費の対象とはされない経費である政党活動、後援会活動の経費であるとともに政務活動費の経費である」ことはないから、必ず2分の1に按分しなければならないものではない。なお、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。

ウ 本件条例で定めている政務活動費の支出に係る支出を証する書面の写しを議長提出していないとの摘示について

請求人は、「政務活動費使途基準表は、石川県議会議員の目的外支出の違法支出の原因である」、「また、本件条例第9条第4項規定である、『会派の代表者及びその所属議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』を併せて提出しなければならない』のであるが、本件各議員が議長に提出した書面の実態は、『政務活動費に係る支出(別表に定める政務活動に要する経費を充てたものに限る。)]本件条例第10条規定の『支出を証する書面の写し』ではない。その原因は、本件マニュアル4頁の「5 証拠書類の整理・保管」の定めである。本件マニュアルの上記記載は、「預金通帳、貯金通帳」・「賃貸借契約書」・「雇用契約書」・「委託契約書・成果物」・「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」は「議長に提出する書類(議長が5年間保存)」の【写しの提出】とする部分に記載していない。本件条例第9条第4項は、『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』を併せて提出しなければならない』と規定しており、本件条例第10条においても、『政務活動費に係る支出(別表に定める

政務活動に要する経費に充てたものに限る。』と規定しているのであるが、本件各議員の支出実態は、『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る』当該『支出を証する書面の写し』を議長提出していない。すなわち、収支報告書記載の政務活動費支出は政務活動に要する経費に充てたものに限るから、本件マニュアル4頁の上記定めは本件条例第9条第4項規定違反及び同第10条規定違反の定めであるゆえに、当該規定は無効である」と主張する。

しかしながら、請求人のいずれの主張も根拠が不明である。

本件マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期するため、具体的な費目ごとに用途基準を明確にし、その用途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費毎に具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として条例第9条第4項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、本件マニュアルにおいて具体的な様式を定め、政務活動費の適正な運用を図っているものである。

これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

エ 議員2名の広聴広報費支出は、すべて違法額であるとの摘示について

請求人は、「打出喜代文議員及び紐野義昭議員が広聴広報費の各支出に対応する当該各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、各議員が当該広聴広報を実施した書面ではないし、当該広聴広報関連経費であることを証する書面でもないゆえに、政務活動に要する経費の支出ではなく、目的外支出の違法支出であり、上記2議員の広聴広報費支出は全額が違法額である」と主張する。

しかしながら、これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

また、請求人は「打出喜代文議員の収支報告書記載の支出額は別紙1合計額を超える額である」と主張する。

しかしながら、打出喜代文議員の収支報告書記載の支出額は別紙1合計額を超えていない。

オ 議員9名の自動車リース代の事務費支出は、すべて違法額であるとの摘示について

請求人は、紐野義昭議員、稲村建男議員、下沢佳充議員、川 裕一郎議員、安実隆直議員、焼田宏明議員、安居知世議員、八田知子議員及び車 幸弘議員が政務活動費として充当した事務費「自動車リース代」について、「各議員の各リース契約に基づく自動車利用代金は当該各契約に起因する当該各議員が支払った「自動車リース代」を根拠とするものであって、当該支出原因である自動車リース代契約そのものは政務活動に要する経費ではない。政務活動に要する経費支出の証拠書面の議長提出を必要とする支出であるにもかかわらず、当該各支出に係る議長提出書面には政務活動に要する経費であることを証する書面がない。よって、本件各議員の自動車リース代支出は、目的外支出の違法支出である。加えて、本件各議員が議長提出した書面は、自動車リース代と当該各議員自身が記載した政務活動費支出証明書であるゆえに、当該各証明書は証拠文書ではない。すなわち、議員自身が記載した政務活動報告書に事務費と記載し自動車リース代と記載している上記9議員の事務費支出は、目的外支出の違法支出である。したがって、上記9議員の自動車リース代の事務費支出は、すべて、違法額である」と主張する。

しかしながら、これらの自動車リース代の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

カ 議員3名の人件費支出は、すべて違法額であるとの摘示について

請求人は、稲村建男議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が政務活動費として充当した人件費について、「本件条例第2条第2項、本件条例第9条第1項及び第4項並びに本件条例第10条の各規定は、人件費の内容規定に該当する上記雇用者の雇用証拠文書を議長提出することを議員に求めている。しかし、稲村建男議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、政務活動に要する経費である人件費の内容規定である各議員の政務活動補助職員雇用経費支出である証拠文書ではない。よって、上記3議員の人件費支出は、目的外支出の違法支出である。したがって、上記3議員の人件費支出は、すべて違法額である」と主張する。

しかしながら、これらの人件費の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

キ 本件関係各議員の広聴広報費支出、自動車リース代の事務費支出及び人件費支出は、違法支出であり、政務活動費充当額は返還額であるとの摘示について

請求人は、本件各議員の支出を「違法額」と主張するが、これらの支出はすべて、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではないことから、返還の必要はない。

ク 議員自身が記載した政務活動費支出証明書について

請求人は、「議員自身が記載した政務活動費支出証明書であるゆえに、当該各証明書は証拠文書ではない」と主張する。

しかしながら、政務活動費の「支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」は、条例、規程及び本件マニュアルに基づき提出されているものであり、議員自身が証明するのは、領収書を徴しがたい場合に限られており、例えば、クレジットカードによる一括の口座引き落としについては、支出明細書等を提示してもらい、内容を確認している。これまでの政務活動費の裁判の中でも、本件マニュアルについては、「地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらないから、その内容は、基本的に、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参照されうるものということができる」との判断がなされている。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

県議会では、平成25年や平成29年の本件マニュアル改訂に際し、本件マニュアルを公表するとともに、議会事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者に本件マニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開催し、個別の相談を受け、周知している。

なお、本件マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、更なる周知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書や本件マニュアルに基づき提出される政務活動報告書の内容・目的欄のほか、当該収支報告書等に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面に記載された内容により、客観的に政務活動に適さないものかどうかを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、提示を求め、必要に応じ、議員本人に聞き取りを行い、確認している。

5 関係人に対する調査の実施について

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和4年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係議員の支出は、違法又は不当な支出には当たらず、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度について

ア 根拠法

政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」、同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする」と規定している。

イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、石川県では、石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号。以下「条例」という。）及び石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号。以下「規程」という。）を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(イ) 政務活動費の交付対象（条例第3条）

政務活動費は、県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(ウ) 政務活動費の額等（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(エ) 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

(オ) 会派の通知（条例第6条）

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。

(カ) 政務活動費の交付の決定等（条例第7条）

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(キ) 政務活動費の請求、交付等（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(ク) 収支報告書（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支

出を証する書面の写し((ロ)において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。

(ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書等の保存及び閲覧(条例第11条)

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(ク) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(ク) 収支報告書の写しの送付(規程第5条)

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ク) 証拠書類の整理等(規程第7条)

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例等の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等について

政務活動費制度は、平成12年の法の一部改正により、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の審議能力を強化し、議員の調査研究等活動の基盤の充実を図るため、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、その使途も「その他の活動」に拡大され、新たに政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行された。

これに併せて、県議会では、石川県政務調査費運用基準を改訂し、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「マニュアル」という。)として、平成25年4月1日から運用が開始された。

県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たなマニュアルを遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図った。

また、政務活動費の使途の透明性を確保するため、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、マニュアルの見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、併せて、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。また、収支報告書はホームページで公開することとし、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ マニュアルについて

マニュアルは、条例及び規程の趣旨を踏まえ、県議会において策定されたものであり、これらの根拠条例等の下で、政務活動費に充てることができる「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の具体的な費目ごとに使途基準を明確にしたものである。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類の具体的な様式が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管し、閲覧に供している。

(3) 措置請求書中の金額の正誤について

本件監査に関して、請求人が主張する本件措置請求書中の金額に一部誤りが確認された。正しくは以下のとおりである。

「第1 住民監査請求の内容」3(8)中、打出喜代文議員の違法額及び同(9)中、打出喜代文議員に対する請求額「335万2552円」は「326万1252円」、同(8)中、訂正書による紐野義昭議員の違法額及び同(9)中、紐野義昭議員に対する請求額「266万4292円」は「256万4292円」である。

(4) 議員10名の政務活動費の収入及び支出について

令和4年度に交付された政務活動費のうち、政務活動費収支報告書に記載されている収入額や支出額及び支出額のうち請求人が摘示する経費の支出額は、次のとおりである。なお、いずれの額も、措置請求書提出時の額である。

ア 打出喜代文議員

令和5年9月26日付け修正令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 354万円、支出額 409万1424円であり、支出額のうち広聴広報費 326万1252円である。

イ 紐野義昭議員

令和5年4月29日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 475万3039円であり、支出額のうち広聴広報費 210万9072円、事務費のうちの自動車リース代 45万5220円である。

ウ 稲村建男議員

令和5年4月29日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 343万5149円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 60万円、人件費 180万円である。

エ 下沢佳充議員

令和5年4月26日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 362万1406円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース料 46万4796円、人件費 180万円である。

オ 川 裕一郎議員

令和5年4月29日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 366万1093円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 35万8650円、人件費 180万円である。

カ 安実隆直議員

令和5年4月29日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 365万5253円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 50万964円である。

キ 焼田宏明議員

令和5年4月25日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 379万7349円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 34万5419円である。

ク 安居知世議員

令和5年4月29日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 366万9502円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 42万5076円である。

ケ 八田知子議員

令和5年9月27日付け修正令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 365万9859円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 35万1864円である。

コ 車 幸弘議員

令和5年4月29日付け令和4年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 365万4068円であり、支出額のうち事務費のうちの自動車リース代 36万7676円である。

2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明及び関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

この規定を受けて、石川県の政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲などについて条例が制定され、条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、条例第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める」との規定に基づき規程が定められている。また、県議会は、条例第2条別表に定める政務活動に要する経費の使途基準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている。

このように、条例、規程及びマニュアルは、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、法や地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

また、基本的な制度の趣旨が同様である政務活動費についても、「議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである」との判決（令和2年9月30日名古屋高裁判決）が示されている。

このように、県議会における会派や議員の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

(2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）、また、政務活動費についても上記(1)の名古屋高裁判決にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうかについては、議会自身の自律的判断を尊重し、個々の経費の支出は、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会における会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的事実から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したものの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的な内容等の適合性まで審査しないこととした。

ただ、本件請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査

を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な用途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人として調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出に係る基準について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

ただし、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲については、その内容が概括的であることなどを踏まえ、政務活動費の用途の透明性をより一層確保することなどを目的に、県議会では、具体的な費目や用途基準を明確にしたマニュアルを策定し、法や条例等とともに、平成25年4月1日から、政務活動費の支出に係る基準として運用を行っている。

マニュアルについては、法規範性を有するものではないが、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設された趣旨等も考慮すると、県議会が自らの意思で、政務活動費制度に係る自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえ、用途基準を一層具体的に細目化したものと考えられ、条例の趣旨に沿わないとみるべき事情もない。

なお、令和5年11月16日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて、「地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらないから、その内容は、基本的に、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参照されうるものといえることができる」としている。

こうしたことから、条例、規程及びマニュアルに沿って政務活動費に充てることのできる経費の適否を判断することが相当である。

(5) 支出を証する書面の写しとして議員自身が記載した政務活動費支出証明書について

請求人は、「議員自身が記載した政務活動費支出証明書であるゆえに、当該各証明書は証拠文書ではない」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「政務活動費の「支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」は、条例、規程及び本件マニュアルに基づき提出されているものであり、議員自身が証明するのは、領収書を徴しがたい場合に限られており、例えば、クレジットカードによる一括の口座引き落としについては、支出明細書等を提示してもらい、内容を確認している」旨の説明があった。

マニュアルについては、上記(4)に記載のとおりであり、令和5年11月16日の金沢地裁判決において、「本件条例9条4項は、議員は収支報告書に「政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」(証拠書類)を添付して議長に提出しなければならない旨を定めるところ、同項は、その文理に照らすと、政務活動費の支出に関し、金銭の授受を証する「領収書」を例として、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが相当であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとまでは解されない。また、政務活動費の用途の透明性を一層確保する目的で作成された本件マニュアルにおいても、賃貸借契約書、雇用契約書等の支出の根拠となる書類や活動の実態が分かる書類は、議員において整理・保管すべきものとされるものの、議長に提出すべきものとはされていない」との判断が示されている。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(6) 議員2名の広聴広報費の支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、「政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費は、政務活動費の経費であると同時に政務活動費を充てることができない経費でもあるから、相反する規定が併存する場合に妥当であるとされている均等割合とすることが合理的であるゆえに、政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費の政務活動費は当該経費支出額の2分の1相当額を政務活動費充当額とするものである」としたうえで、打出喜代文議員及び紐野義昭議員の広聴広報費の支出において、「広聴広報費の各支出に対応する当該各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、各議員が当該広聴広報を実施した書面ではないし、当該広聴広報関連経費であることを証する書面でもないゆえに、政務活動に要する経費の支出ではなく、目的外支出の違法支出であり、上記2議員の広聴広報費支出は全額が違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「政務活動費の対象とはされない経費である政党活動、後援会活動の経費」は政務活動費として充当されておらず、広聴広報費は、常に「政務活動費の対象とはされない経費である政党活動、後援会活動の経費であるとともに政務活動費の経費である」ことはないから、必ず2分の1に按分しな

ければならないものではない。なお、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。広報誌等の印刷物に係る経費については、広聴広報費の内容規定に該当する経費であるか否かについて、条例第12条の規定に基づき、必要に応じて、議員に印刷物の現物や請求書等を提示してもらい、関連性を確認している。これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではなく、これまでの政務活動費の裁判の中でも、「広聴広報活動は、同時に議員自身の宣伝としての効果を一定程度有することは否定できないものの、本件報告誌の内容に照らせば、当該効果も本来の広聴広報活動に付随するものにとどまるものといえることができ、全部が本件条例所定の広聴広報活動との合理的関連性を有するものと認められ、条例所定経費に該当しない費用の支出と認めることはできない」との判断がなされている」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、各議員から、「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動として、県政報告広報紙の印刷費、デザイン制作費、郵便料金など、政務活動費としてマニュアルに基づき適正に支出したものである」、「議会での質問内容や県行政の対応、また政務活動に係る県民の皆さん等の交わり具合などを広報紙等で幅広く伝える努力をすることは議員として至極当然であり、必要不可欠ともいえる。したがって、つぶさに活動内容が書かれた広報紙を作成し、送付する費用が必要となり、政務活動費運用基準に基づいて按分し、充当している」旨の説明があった。

請求人は、広聴広報費の支出において、「政務活動に要する経費であると確認できる広聴広報費は、政務活動費の経費であると同時に政務活動費を充てることができない経費でもある。各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、各議員が当該広聴広報を実施した書面ではないし、当該広聴広報関連経費であることを証する書面でもない」旨主張しているが、令和5年11月16日の金沢地裁判決にも示されているように、条例第9条第4項は、支出の事実を裏付ける書面の提出を求めているものであり、広聴広報活動における議員自身の宣伝としての効果も本来の広聴広報活動に付随するものにとどまる限り、全部が広聴広報活動との合理的関連性を有するものと認められ、条例所定経費に該当しない費用の支出と認めることはできず、条例、規定及びマニュアルに基づくものと認められることから、請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、一般的、外形的事実から明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(7) 議員9名の自動車リース代の事務費支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、紐野義昭議員、稲村建男議員、下沢佳充議員、川 裕一郎議員、安実隆直議員、焼田宏明議員、安居知世議員、八田知子議員及び車 幸弘議員の事務費のうちの自動車リース代の支出において、「当該支出原因である自動車リース代契約そのものは政務活動に要する経費ではない。当該各支出に係る議長提出書面には政務活動に要する経費であることを証する書面がない。本件各議員が議長提出した書面は、自動車リース代と当該各議員自身が記載した政務活動費支出証明書であるゆえに、当該各証明書は証拠文書ではない」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの自動車リース代の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、各議員から、「地域住民や団体との意見交換、様々な地域からの要望、陳情に対応するための現地視察・調査などに使用」、「自動車は議員の活動に必要な不可欠なものであり、マニュアルに基づいて自動車リース代の2分の1(年額60万円を限度)を政務活動費に充当したものであり、事務費として適正である」旨の回答があった。

請求人は、議員9名の議員の自動車リース代の支出は、「当該支出原因である自動車リース代契約そのものは政務活動に要する経費ではない」、「議長提出書面には政務活動に要する経費であることを証する書面がない」旨主張しているが、条例第9条第4項は、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められることから、請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、一般的、外形的事実から明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(8) 議員3名の人件費の支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、「議員の政務活動に要する経費である人件費と認められる経費は議員が実施する政務活動を補助することを目的とする職員雇用経費のことであり、国会法第132条第1項規定及び同第2項規定のような『秘書』を『付する』ものではない」、稲村建男議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員の人件費の支出において、「人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、政務活動に要する経費である人件費の内容規定である各議員の政務活動補助職員雇用経費支出である証拠文書ではない」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「国会法第132条規定については、国費によって付される国会議員の秘書に関する規定であると理解している。政務活動費における人件費は、条例第2条第2項別表にあるとおり、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」に充当できると規定されており、会派及び議員が雇用し、会派及び議員が実施する政務活動を補助する業務の勤務実態がある職員の雇用経費に充当することができるものであり、これまでの政務活動費の裁判の中でも、「両職員とも、政務活動の補助業務とそれ以外の業務を兼務する職員であったことがうかがわれるから、当該職員に係る人件費については、政務活動補助業務に対応する分につき適切に按分計算をした上で政務活動費を充当することが相当である」との判断がなされている」、「これらの人件費の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、各議員から、「政務活動の補助、陳情・住民相談の受付、送迎自動車の運転などに従事させている」、「雇用契約を取り交わし、マニュアルに基づいて給与の2分の1（月額15万円が限度）を政務活動費に充当したものであり、政務活動として適正である」旨の回答があった。

請求人は、「政務活動に要する経費である人件費と認められる経費は議員が実施する政務活動を補助することを目的とする職員雇用経費のことであり、国会議員のような秘書を付するものでない。人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は政務活動補助職員雇用経費支出である証拠文書ではない」旨主張しているが、条例第9条第4項は、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められることから、請求人の主張は認められない。

個々の用途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、一般的、外形的事実から明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(9) 請求人は、陳述において、その他にも種々主張しているが、監査請求の対象となる財務会計上の行為又は公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実に該当しない主張や請求人の独自の见解に基づく主張であり、上記の判断を左右するものではない。

(10) 監査の過程において、条例第9条の規定に基づき、議長に提出された収支報告書及び領収書等並びにマニュアルで定める政務活動報告書など各種報告書等を確認したところ、議員5名について、広聴広報費及び自動車リース代の事務費に係る収支報告書等の記載に一部不正確な部分や充当金額に一部誤りがあったことが確認された。

具体的には、以下のとおりである。

紐野義昭議員については、広聴広報費に関して、政務活動報告書の記載誤りの他、政務活動費支出証明書に支払内容の記載漏れがあった。

川 裕一郎議員及び安実隆直議員については、自動車リース代の事務費に関して、政務活動報告書の記載誤りがあった。

車 幸弘議員については、自動車リース代の事務費に関して、政務活動費支出証明書に支払内容の記載誤りがあった。

また、焼田宏明議員については、自動車リース代の事務費に関して、政務活動費の充当金額に一部誤り(2417円)があり、これに伴い、収支報告書等に記載の誤りが生じていた。なお、当該充当金額の誤りは、自動車リース代に含まれる自動車税相当額については、マニュアルの規定により、政務活動費に充当できないこととなっているが、政務活動費に充当する際に自動車税相当額を控除していなかったことにより生じたものである。

以上、議員5名の誤りについては、本請求の審査の過程で、訂正がなされたことを確認した。なお、焼田宏明議員の充当誤りについては、令和4年度における同議員の政務活動費支出額が政務活動費の上限（年360万

円)を超えており、また、その超過額は、当該充当誤りにより返還を生じることのない程度に上回っていたことから、県に損害を与えているとは認められなかった。

(11) 結び

上記(1)から(9)までの論述でも明らかなように、請求人が主張する(6)議員2名の広聴広報費の支出、(7)議員9名の自動車リース代の事務費支出及び(8)議員3名の人件費の支出は、すべて違法支出であることについては、理由がなく、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに反する違法又は不当な支出は認められず、また、政務活動費制度の運用等においても直ちに違法と史料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費の一部で誤りがあったことは遺憾である。政務活動費は公金から支出されていることから、その使途に厳格な精査・確認が求められるとともに、使途の透明性をより一層確保することが求められている。

県議会においては、政務活動費の使途の透明性の確保を求める条例第12条の趣旨に鑑み、これまでの経過や他の都道府県議会の状況等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上に向けた取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

- 1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、その使途には常に厳格な管理と県民への高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配慮し、県民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

- 2 条例で定める政務活動に要する経費について、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を図るマニュアルについては、議員等が適正に運用することができるよう、日頃からその内容について十分に周知を図るとともに、必要に応じ所要の見直しを行うなど、政務活動費の使途の透明性の確保に努められたい。
- 3 政務活動費に係る収支報告書については、これまでも内容の精査・確認の不備等により提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。
- 4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれたい。